

介護保険制度の改正についてお知らせします

問合せ 市役所介護高齢課介護給付担当 (☎31-4553)

4月以降の介護保険制度の主な変更点などについてお知らせします。介護保険制度の改正にご理解、ご協力をお願いします。

介護保険サービスを利用した時の利用料が変わりました。

4月から変更になったこと

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる将来を見据えながら「制度の安定性・持続可能性の確保」等を図るための報酬改定となっています。報酬の改定に伴い、介護保険サービスの金額が変更されたため、これまでと同じサービスを利用しても利用料が変更となっている場合があります。

高額介護サービス費（月々の負担の上限）の基準が変わります。

8月から変更になること

負担能力に応じた負担をしていただく観点から、一定年収以上の世帯の負担上限額の見直しが行われます。
※一般世帯や市民税世帯非課税等の方の負担上限額に変更はありません。



区分		世帯上限額	令和3年 8月から →	区分		世帯上限額
市民税世帯課税	<現役並み所得相当> 世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者（65歳以上の方）がいる方	4万4,400円			①課税所得 約690万円以上	市民税世帯課税
			②課税所得 約380万円以上約690万円未満			9万3,000円
				③課税所得 約145万円以上約380万円未満		4万4,400円
	<一般世帯>	4万4,400円		<一般世帯>		4万4,400円
市民税世帯非課税	下記以外の方	2万4,600円		下記以外の方		2万4,600円
	所得指標金額（注1）が80万円以下の方、または老齢福祉年金の受給者	2万4,600円 （個人1万5,000円）		所得指標金額（注1）が80万円以下の方、または老齢福祉年金の受給者		2万4,600円 （個人1万5,000円）
	生活保護を受給している方	個人1万5,000円		生活保護を受給している方		個人1万5,000円

（注1）所得指標金額：課税年金収入額＋その他の合計所得金額（注2）－分離譲渡所得に係る特別控除額
（注2）その他の合計所得金額：合計所得金額から年金所得金額を差し引いた金額

8月から変更になること

特定入所者介護サービス費（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・ショートステイを利用した際の食費・居住費）の基準が変わります。

在宅で介護を受ける方との公平性を高めるため、負担能力に応じた負担となるよう基準の見直しが行われます。

令和3年7月まで

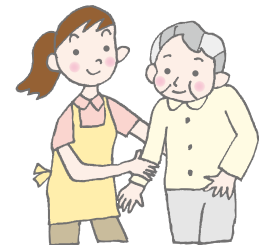
<居住費(滞在費)・食費の負担限度額>

(日額：円)

対象者	利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費		
		多床室（相部屋）		従来型個室				
		特養	老健療養	特養	老健療養			
生活保護を受給している方								
市民税世帯非課税者が全員が	第1段階 老齢福祉年金を受給している方	0		320	490	490	820	300
	第2段階 所得指標金額※1が80万円以下の方	370		420	490	490	820	390
	第3段階 上記以外の方	370		820	1,310	1,310	1,310	650
上記以外の方	第4段階	負担限度額なし（国が定める基準費用額は下記のとおりです）						
国が定める基準費用額		855	377	1,171	1,668	1,668	2,006	1,392

●認定されるための要件

- ①本人および同一世帯の方全員が市民税非課税であること
- ②本人の配偶者（別世帯含む）が市民税非課税であること
- ③預貯金などの合計額が単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は2,000万円以下であること



令和3年8月から

<居住費(滞在費)・食費の負担限度額>

(日額：円)

対象者	利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費※3		
		多床室（相部屋）		従来型個室				
		特養	老健療養	特養	老健療養			
生活保護を受給している方								
市民税世帯非課税者が全員が	第1段階 老齢福祉年金を受給している方	0		320	490	490	820	300 (300)
	第2段階 所得指標金額※1が80万円以下の方	370		420	490	490	820	390 (600)
	第3段階① 所得指標金額※1が80万円超120万円以下の方	370		820	1,310	1,310	1,310	650 (1,000)
	第3段階② 所得指標金額※1が120万円超の方	370		820	1,310	1,310	1,310	1,360 (1,300)
上記以外の方	第4段階	負担限度額なし（国が定める基準費用額は下記のとおりです）						
国が定める基準費用額		855	377	1,171	1,668	1,668	2,006	1,445

●認定されるための要件

- ①本人および同一世帯の方全員が市民税非課税であること
- ②本人の配偶者（別世帯含む）が市民税非課税であること
- ③預貯金などの合計額が、
・本人が65歳以上（第一号被保険者）で単身世帯の場合
第2段階→650万円以下
第3段階①→550万円以下
第3段階②→500万円以下
・本人が65歳以上（第一号被保険者）で世帯に配偶者がいる場合、上記本人預貯金額に1,000万円を上乗せした金額以下
※本人が40歳以上65歳未満（第二号被保険者）の方は、上記預貯金額に変更はございません

※1 所得指標金額：年金収入額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額（※2）－土地や建物の長・短期譲渡所得に係る特別控除
※2 その他の合計所得金額：合計所得金額から公的年金収入に係る雑所得を差し引いた金額
※3 () 内はショートステイ利用時の金額